

所管部課	子ども未来部 保育課	部長	志村 明子		
件名	東大和市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例について				
	区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則				
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）の一部改正により、市町村が実施する給付制度として乳児等のための支援給付が創設されることに伴い、当該給付に係る特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準について定める必要があることから、同法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、東大和市特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を条例で定めるものである。</p> <p>(1) 条例の概要</p> <p>令和7年内閣府令第95号により定められた特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準により、定員設定や勤務体制の確保、苦情対応等、運営の適格性を市が確認するために必要な基準関連規定を整備する。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>令和8年4月1日</p>					
<p>2. 経 過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>令和7年第3回定例会において、東大和市乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例を制定。</p>					
<p>3. 留意事項（問題点等）</p>					
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>令和8年第1回東大和市議会定例会に議案として提出したい。</p>					
<p>5. 審議結果</p> <p>決定</p>					